

2017年4月13日

教員海外研修援助資金規定

第1条 平成28年に本校教員の海外研修のためにと新世紀募金に多額の寄付を寄せていただいた方の意思を尊重し、海外交流基金を設立した。この規定は自主的に海外研修に参加を希望する本校教員を対象として、基金を利用した海外研修資金援助のため必要な事項を定めるものである。

(研修援助資金交付の対象)

第2条 交付申請の対象は以下の項目とする。

- ① 海外での担当教科に関わる研修プログラムへの参加
 - ② 海外大学院留学
 - ③ 海外で先進的な取り組みをしている教育機関との交流・研修
- 以上のいずれかを希望し、研修終了後はその習得した技能を本校の教員として積極的に活用する意志のある者とする。研修期間は1年以内とする。

(研修援助資金交付の額)

第3条 補助対象者一人当たりの補助額は、以下①～③の項目とする。

- (1) 研修先へ支払う学費(授業料・諸経費)
 - (2) 研修援助資金 200,000円
- (1)については、支払ったことがわかる領収書・証明書
提出するものとする。

加えて、海外への在留期間が1ヶ月を超える場合は、

- (3) 1ヶ月につき100,000円を研修資金として加算支給するものとする。

(研修時の資格)

第4条 研修期間中は長期の出張の扱いとし、通常の在校勤務時と同等の給与を支給するものとする。(就業規則第10条の規定による)

(交付の申請)

第5条 第3条による申請は、所定の用紙(申請書・研修計画書)および研修先資料を渡航開始の3ヶ月前までに学校長に提出するものとする。ただし研修中の授業代行者を必要とする場合は、研修開始前年度の可能な限り早い時期に申請するものとする。

(選考)

第 6 条 申請があった場合は、その内容を学校長・教頭・事務長で審査し適当と認められた場合、併せて留学中の学校業務に支障が出ないと判断した場合に認めるものとする。

(実績報告書)

第 7 条 研修終了後は、帰国 1 か月をめぐりとして、実績報告書を提出することとする。また研修により得られた成果は、できるだけ他の教員と共有されるように務めなければならない。

第 8 条 この規定は 平成 29 年 5 月 1 日 から実施する。

第 9 条 この規定は新世紀募金の海外交流基金が消滅した時点で廃止する。